環境影響評価制度総合研究会報告書（案）に対する意見(09.6.26 提出)

（註）環境省においては、環境影響評価制度総合研究会（総合環境政策局長参集、座長：浅野直人）を開催し、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究を実施しています。

今般、これまでの議論を踏まえ取りまとめた「環境影響評価制度総合研究会報告書（案）」について、広く国民の皆様から御意見を募集します。http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11217

住所　○　○　氏名　△　△　職業　×　×
電子メールアドレス：chiro_coro1@ybb.ne.jp

意見内容：ウインドファーム建設と稼動に伴う問題点

私が住む伊豆半島では、現在自然エネルギー推進の旗印の下に大型風車の建設計画が進み、すでに稼動中、試験運転中のもの、建設進行中、計画中のものを合わせると100基に及ぶ。
地球温暖化防止、自然にやさしいがコンセプトになっている風力発電であるが、まじかに、風車建設計画と稼動状況をつぶさに見ると、さまざまな問題点が生じている。

Ⅰ. 手続きー東伊豆町CEF（CEF熱川天目ウインドファーム）の場合

1. 建設にいたる経過

すでに事業者は平成15年末頃から東伊豆町と協議、平成１７年頃より現地で風況調査を始めていたが、近隣住民である三井・大林住民達がこの計画を、伊東の自然団体からの連絡により平成18年11月前後　別荘地隣接地に風力発電計画がある事を初めて知ることとなった。
しかしながらすでに平成１８年５月９日　奈良本区長同意書、平成１８年５月２３日　伊豆町長同意書、平成18年5月26日 資源エネルギー庁へ補助金申請書を提出、平成18年10月29日資源エネルギー庁、補助金決定と事業に向けて事態は着々と進行していた。

この手続きを時系列でNEDOマニュアルに沿って追うと、不可思議なことに気づく。
①平成１８年２月６日～３月６日　「環境影響評価方法書」の縦覧、
②平成１８年８月１４日～９月１３日「環境影響評価書案」の縦覧
（③平成１８年12月　　「環境影響評価書」作成）、19年3月27日～30日、4月2日「環境影響評価書」の縦覧とあっては手続きなどないに等しい。

NEDOのマニュアルに照らし合わせて、或いは常識的にも「環境影響評価書案」（平成１８年８月１４日～９月１３日　）縦覧以前に資源エネルギー庁へ補助金申請書を提出（平成１８年５月２６日）というのは考えられないことである。（このためCEFはあたかも環境影響評価がなされたかのように装い、「環境影響評価書第一回報告書」を提出している。）
また地元同意に関して言えば①建設地の隣接土地管理者の同意書を住民組織の代表者の同意書として補助金申請書に添付。

②条件付の町長同意書を条件を満たす前に地元自治体の同意書として補助金申請書に添付。（東伊豆町長同意書は、区長と財産区委員長の上申書、さらに、事業者の要請書を受けた形で、平成１８年５月２３日に「町指導要綱に基づき申請及び承認を受けることを前提として」交付。債務者が町の要綱に基づき土地利用計画の承認申請をしたのは、平成 18 年 11 月 15 日であり、東伊豆町から土地利用計画の承認を受けたのは平成 19 年 3 月 20 日である）

参考　NEDO マニュアル(風力発電のための環境影響評価マニュアルによる手続きの流れ)

①方法書の縦覧　→　⑤評価書(案)の縦覧　→　⑦評価書作成(縦覧)　→　②住民の同意　→　③自治体の同意　→　④補助金申請　→　⑥補助金決定

これ以外の動きも見て行こう。

12 月 5 日 奈良本公民館にて CEF による事業説明会

主な説明事項は①平成 17 年頃から現地で風速･風向調査②平成 18 年 2 月に町広報に掲載して「事業計画案」を縦覧・・という上記事業進行の流れを説明するものであった。今後のスケジュールとして静岡県に林地開発許可を申請中、認可が下りれば工事着手の予定が述べられ、環境調査の詳細説明に苛立った住民から不満が爆発し、説明会は中断した

12 月 26 日　CEF が奈良本公民館で説明会開催(３名参加のみ)、連絡協議会は開催されることを知らなかった

資料１　隣接土地管理者の同意書

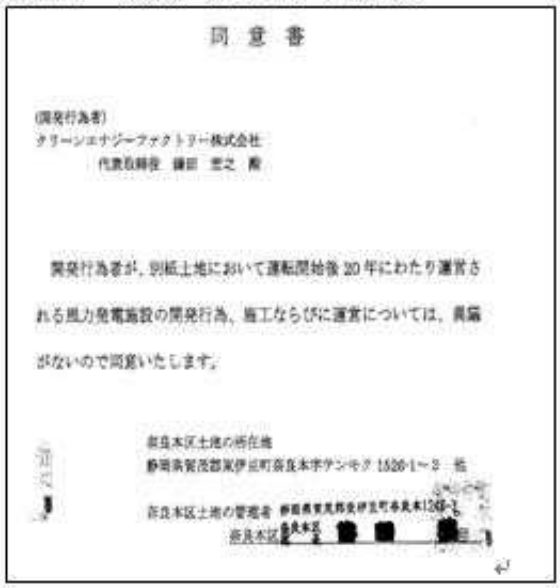

同　意　書

(開発行為者)
クリーンエナジーファクトリー株式会社
代表取締役　鎌田　宏之　殿

開発行為者が、別紙土地において運転開始後 20 年にわたり運営される風力発電施設の開発行為、施工ならびに運営については、異論がないので同意いたします。

奈良本区土地の所在地
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本字テンモク 1526-1～3　他

奈良本区土地の管理者　静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1248-1
奈良本区

資料２　東伊豆町長の同意書

同　意　書

(開発行為者)
クリーンエナジーファクトリー株式会社
代表取締役　鎌田　宏之　殿

静岡県東伊豆町長　土田　英

東伊豆町地内への風力発電設備建設に関する同意について

クリーンエナジーファクトリー株式会社が計画している別紙土地への＜長称＞ＣＥＦ伊豆熱川ウインドファーム事業について、「東伊豆町土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づき申請及び承認を受けることを前提として、その開発、施工及び運営について同意いたします。

資料３　環境影響評価方法書の縦覧公告

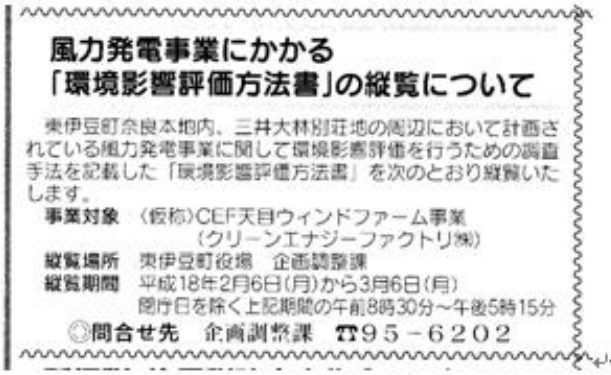

風力発電事業にかかる
「環境影響評価方法書」の縦覧について

東伊豆町奈良本地内、三井大林別荘地の周辺において計画されている風力発電事業に関して環境影響評価を行うための調査手法を記載した「環境影響評価方法書」を次のとおり縦覧いたします。

事業対象　(仮称)CEF天目ウィンドファーム事業
(クリーンエナジーファクトリ㈱)
縦覧場所　東伊豆町役場　企画調整課
縦覧期間　平成18年2月6日(月)から3月6日(月)
閉庁日を除く上記期間の午前8時30分～午後5時15分
◎問合せ先　企画調整課　☎９５－６２０２

資料４　環境影響評価書案の縦覧公告

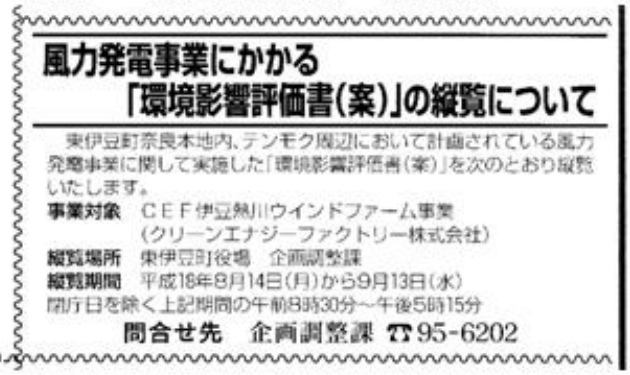

風力発電事業にかかる
「環境影響評価書(案)」の縦覧について

東伊豆町奈良本地内、テンモク周辺において計画されている風力発電事業に関して実施した「環境影響評価書(案)」を次のとおり縦覧いたします。

事業対象　ＣＥＦ伊豆熱川ウインドファーム事業
(クリーンエナジーファクトリー株式会社)
縦覧場所　東伊豆町役場　企画調整課
縦覧期間　平成18年8月14日(月)から9月13日(水)
閉庁日を除く上記期間の午前8時30分～午後5時15分
問合せ先　企画調整課　☎95-6202

資料５　環境影響評価書－平成１８年１２月－
（平成１９年３月、町役場で閲覧）

資料６　環境影響評価書第１回報告書
（平成１８年５月、補助金申請に添付）

平成 19 年 1 月 27 日第2 回事業説明会（協議会主催）

2 月 10 日　ＣＥＦ伊豆熱川事業説明会、熱川ハイツ（協議会了承済と偽って管理会社から案内状を発送させる）

鎌田社長以下ＣＥＦ側は１時間４０分の遅刻、社長に質問が集中、予定した議案の説明は出来ず。

①建設予定地の３００m？以内に居住者居ない場合は近隣住民の同意は法的には必要ない。

②建設予定地は活断層に入っていない。

③震動・低周波・電波等の障害発生はないし、環境基準内にある。また、野鳥類・保護動物等には一切影響はない。

④県の林地開発申請が認可された時は工事を開始する。

⑤協定書の締結を考えている。

3 月 9 日　町土地利用対策委員会でＣＥＦ 伊豆熱川風車事業を 承認

3 月 13 日　東伊豆町議会本会議

3 月 22 日　東伊豆町、林地開発に 伴う 意見書を 県に 提出

3 月 29 日　静岡県、ＣＥＦの 林地開発を 認可

2. 建設の 進行と 試験運転開始、ブレード 折損事故

事業者は、2007 年3 月に 静岡県から 開発認可が下りると、住民との話し合いを打ち切り、建設工事に着手し、以後住民との「の話し合いに応じなくなった。資材運搬の為の道路開削、ヤード建設、など山林の伐採、開削工事が進み、ブレードなどが稲取港に運び込まれ、次々と風車建設が進行する。

その中で 5 月 10 日差し止め請求が三井・大林住民によってなされた。(6 月 19 日 風車建設禁止仮処分訴訟第１回審尋(地裁下田支部)9 月 19 日 第２回審尋(静岡地裁下田支部)10 月 25 日 第３回審尋(静岡地裁下田支部)08. 2 月 13 日 ＣＥＦ 風車建設禁止仮処分の 地裁下田支部の 決定が出る、決定内容は景観侵害や騒音、低周波音の影響はあるものの、風車建設を差し止めるまでには至らないと「却下」)

しかし審尋結果が出ないうちに、11 月末より調整運転が開始された。その間周辺住民から多数の健康被害が訴えられるに至った。(後述)

平成 20 年 3 月 26 日 風車 4 号機、落雷によりブレード（羽）破損する

4 月 8 日 風車 4・5 号機、落雷と強風により破損事故が発生

風車運転停止

平成 21 年 2 月より調整運転再開、これに伴い更に深刻な被害が生じた(後述)

平成 21 年 5 月２８日再度ブレード破損、全基停止。

Ⅱ.アセスの問題点

１．補助金交付手続きについて

現在風力発電施設は環境影響評価に対象になっていない。これについて『風力発電施設の設置については、新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）において、「風力発電のための環境影響評価マニュアル」を作成している。風力発電施設の設置に対して、資源エネルギー庁及びＮＥＤＯが補助事業を実施しており、補助金の交付に当たって、同マニュアルに基づき又は準じて申請者に環境影響評価や地元住民との協議等を実施することを求めている。』と「環境影響評価制度総合研究会報告書（案）３　環境影響評価制度の現状3 －1　環境影響評価制度の施行実績」に記されているが、東伊豆の事業遂行にむけての手続きたるや、およそ「同マニュアルに基づき又は準じて」から程遠いものとなっている。

いやしくも国民の血税により多額の補助金が交付される(東伊豆の場合 13 億円)わけであるから、手続きにおいて厳正な審査が必要であることはいうまでもない。新エネルギー対策課では『事業者を信頼し厳密なチェックをしていないが、守らなくても法律ではないので強制できない』(朝日 09.1.29 記事)と述べているが、このようなノーチェックが罷り通る事態は許されるものではない。

「事業者を信頼し」といえるような実態は少なくとも東伊豆で事業を進める CEF、並びに南伊豆で事業展開しているＪパワーについてはありえないことである。

石廊崎風力発電事業では、05.11 月より「環境調査」実施　0006.5 事業者より補助金交付申請が行われる。同年 7.25 から 8.24『環境影響評価書』案が縦覧される(～07. 7 まで追加調査)2006.秋『補助金交付』承認

*07.10.2 静岡県知事より『林地開発許可』下りる　同年 12 月「環境影響評価書」が作成される 08.1 月下旬伐採開始　2.1 より「環境影響評価書」縦覧がなされる、と東伊豆と同じく、「環境影響評価書」作成以前に早々補助金が出ているのである。

補助金交付の有無にかかわらず「自然にやさしい」を標榜しながら、風力発電に関する環境影響評価はこのように軽いものなのか、多いに疑問を感じざるを得ない。

6.4 福井新聞にも以下のような記事が掲載されている。

風力発電、事業者が国補助申請　市町の建設同意なし　（6 月 4 日）　福井新聞 FUKUISHIMBUN ONLINE

福井県敦賀市と南越前町にまたがる山地で計画されている風力発電について、事業者のクリーンエナジーファクトリー（ＣＥＦ、北海道）が、国の関係機関に建設費の補助金を申請したことが３日までに分かった。両市町の建設同意が得られていない中での強行策で、採択に至るかは微妙な状況。

同社の計画では、標高７６０メートルの山中に高さ８５メートル、出力２５００キロワットの大型風車１２基を建設。２０１３年運転開始を目指している。

ＣＥＦは環境影響評価や地元集落、自治体、水源かん養保安林の解除に関して県などとの協議を進めており、５月末の締め切りまでに申請を行う意向を示していた。

採択の条件に必要な「地元調整」の一環として、ＣＥＦから５月末までに同意書の提出を求められていた敦賀市は、有識者や市民代表でつくる環境審議会に意見集約を諮問。同月上旬に開かれた会議では、専門家らを交えた議論がさらに必要として２回目を開くことにし、人選や日程の調整を行っている。市は審議会から答申が出ていないことや情報不足を理由に、同意には応じていない。南越前町も「議会に諮ってから」として同様の立場だ。(略)

地元自治体の同意なしに補助金を申請したことについてＣＥＦは「一刻も早く資金を得て、体制を整えたかった」としている。一方で「採択に十分な条件を満たしているとはいえず、採択してもらえるかは難しい状況にあると認識している」とも話している。

***一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会**

環境影響評価項目に関しては騒音 ○低周波音 △環境保全のために特に配慮が必要な施設（学校、病院等）及び住宅に近接する場合に選定、電波障害 ○地形及び地質 △ 対象事業実施区域内に重要な地形及び地質が存在する場合に選定、動物 ○、植物 ○、景観 ○人と自然との触れ合いの活動の場 △対象事業実施区域に触れ合い活動の場が存在、もしくは近接する場合に選定（○：評価項目として選定することが望ましいもの△：備考欄に掲げる内容に該当する場合に評価項目として選定することが望ましいものとされている）とされていたが、今年から事業実施主体が一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会に変わり、（３）環境影響調査・電波障害（現況測定結果、予測結果）・騒音障害（現況測定結果、合成騒音レベル、予測結果）・生態系（天然記念物等がある場合には、それに対する影響について）・景観・地元調整とされ地形及び地質、低周波音が抜け落ちている。このようなシステム変更の理由や、これに付随した内容の変更がもたらす影響については不明である。

２．アセスの方法と実施内容

現在法アセスは実施されていないが、自治体によって条例アセスが行われているところもある。しかし、東伊豆町の場合自主アセスに留まっている。二、三年前に現在建設が進行中の河津との境の三筋山風車計画について、町の商工会で大学講師、アセス経営者の講演があったが、その際アセスにも松・竹・梅とランクがあるということを話されていた。

事業者は出来るだけアセスに要する経費を少なくし、負担の軽減化を図ろうとしている。たとえば先日の「鳥と風車」シンポジウムに際し、事業者は質問に対し「法アセスをすれば、細かい調査をしなければならず、莫大な資金を必要とする。条例アセスのほうが負担が少ない、もし法アセスをやるのなら経費の面での助成が必要と述べている。ましてや自主アセスにおいては、相当調査内容が粗雑になるのではなかろうか？

風力発電施設は、個々の風車は大型化し、１つのプラントの風車数は増大し、複数のプラントが特定地域へ集中する傾向が進んでいる。1999 年までに稼動を開始した風車には定格電力1,000ｋWを超えるものはなかったが、2004 年度以降では全体の9 割近くが1,000kWクラス以上の風車を導入している（新エネルギー・産業技術総合開発機構 2008）。

現在導入の主流になっている1,500～2,000ｋWクラスでは地上高は回転翼の先端が120mを超え、回転翼の回転面の直径は80m位になる。（風力発電における環境影響評価（財）日本野鳥の会　自然保護室 古南幸弘より）のであるから、単に補助金交付要件としてのみならず、（これすら極めて杜撰な手続きでなされていた）、環境に対する負荷を十分配慮した厳正な調査の実施と、これに基づく補助金交付がなされなければならない。

古南氏は『法的な義務付けはないので、実際には動植物への影響については文献調査と不十分な現地調査を行っただけで申請してくるケースが見られる。科学的には影響があるかないか分からないレベルの調査しか行っていないのに、「影響は軽微である」という結論が先にあるような報告書が補助金の申請書に付けられているケースが見られる。』と指摘している。

このように、大規模なウインドファームが全国各地で建設される中で、補助金に関する適正な執行に対する担保としてのみならず、大規模開削による環境への負荷を最小限にし、稼動後の影響を極力避ける意味でも、厳密なアセスの実施が必要である。

受け、市長が反対を表明し、計画は止まった。

不十分な環境アセスメントも、反発を招いている。

国から補助金を受け、出力1万キロワット以上の風力発電所を建設するには、NEDOのマニュアルに沿って騒音の予測や自然環境などへの影響を調査し、その結果を住民に公表することが求められる。

ところが、静岡県の南伊豆町と東伊豆町では、事業者がアセスを終える前に補助金を申請し、住民に知らせないまま計画を進めたとして自然保護団体などが抗議している。

現在、約80基の計画がある伊豆半島で活動する「風車問題伊豆ネットワーク」の山本里子代表は「風力発電の必要性は認めるが、住民を苦しめ、自然や景観を破壊する計画には反対せざるを得ない」と話す。

それに対し、補助金の審査をする資源エネルギー庁・新エネルギー対策課は「事業者を信頼し厳密なチェックをしていないが、守らなくても法律ではないので強制できない」としている。

欧州では、法律によるアセスが風力発電にも広がっている。環境省によると、英国、ドイツ、フランスなどが法制化している。

東京工業大の原科幸彦教授（環境計画）は「強制力がなく第三者機関の審査がないNEDOのマニュアルでは公正なアセスができない」として、今年改正予定の環境影響評価法に風力発電事業も対象に加えるよう求めている。

NEDO風力発電総合調査委員会の委員長で、温暖化対策の観点から風力発電を推進すべきだという立場の足利工業大の牛山泉教授（エネルギー変換工学）も「地元から嫌われる施設ではいけない。住民の十分な理解を得ながら計画を進めるべきだ」と話す。

▽福井県あわら市▽島根県出雲市

完成・稼働中　静岡県東伊豆町▽愛知県田原市、豊橋市▽兵庫県南あわじ市▽三重県津市▽島根県江津市▽愛媛県伊方町▽和歌山県太川町

同じ自治体内で複数の計画がある場合は数を示した。逆に一つの計画が複数の自治体にまたがる場合は、中心的な自治体のみ記した

以下風車建設現場でのアセス項目上の現状、問題点をいくつかピックアップしてみたい。　　↑朝日新聞 09.1.18

①低周波音については、さまざまな問題が生じており後述する

②地形及び地質について

東伊豆天目の場合静岡県防災局の「静岡県の活断層」によると、建設地には南東から北西に活断層が走り、何機かの風力発電機建設の予定地がその活断層上あるとの事である。また、東伊豆町防災マップによれば、建設地には大規模危険斜面もある。(天目ブログより)

③・動物・植物

ｉ国見山系は秋の渡りのシーズンにはハチクマ・アカハラダカが大挙して渡り、林内でも休息しています。このようなことから、風力発電で問題になっているバードストライクの確立が非常に高いと言えます。

さらにアカガシを食草とするキリシマミドリシジミなどの昆虫や、両生類のブチサンショウウオなども生息するなど自然度が非常に高い地域です。

現在の林道は４トン車が通れる幅で、伐採した木材を市場に運搬する場合は安定した地盤の佐世保市側を通っています。

風力発電設備を設置するためには、当然運搬用の道路が必要になります。このためには既設の林道を３倍程度に広げ、さらにカーブを少なくする必要があり、発電機の建設地も含め樹木の伐採もかなり広くなります。

林道が拡張されると、林道脇にあるカスミサンショウウオ・ブチサンショウウオ・タゴガエルの産卵地。林縁に生える希少植物が全て消滅することになります。なお、50 年生以上のスギ・ヒノキ植林地内には希少植物も多く生育しますから、植物への影響は極めて大きくなります。風力発電施設が国見山に与える影響(07/7/10) http://www5d.biglobe.ne.jp/~furusato/HP ふるさと自然の会

ⅱ.現在工事が進行中の河津との境に位置する三筋山ウインドファーム建設は当初東伊豆からのルートによる計画であった。もし当初案通りなされていれば、静岡県随一の豊かな生態系が広がる草原や湿原は壊滅の危機に瀕した。
三筋山(東伊豆と河津町との境に 21 基建設中)にはトキソウやイズコゴメグサ、キキョウクロシジミやクマタカをはじめとする希少生物が多数生息しています。もしここに風力発電施設が建設されたらこれらの希少生物は 全滅するでしょう。私は三筋山に生息する希少生物を沖縄県の辺野喜川に自生していた オリヅルスミレや諫早干潟に生息していたシチメンソウやムツゴロウをはじめとする固有種や希少種のように全滅させたくありません
http://www7a.biglobe.ne.jp/~yunami/index.htm「風車問題を考える住民の会」lHP 書き込みより

iii. あわら市の場合

「2008年に補助金の申請がなされていますが、実は方法書の縦覧、評価書案の縦覧というのはまだ行われておりません」

「福井県あわら市での計画で、県境をはさんで隣の石川県に入ったところにラムサール条約に登録されている湿地、片野鴨池があります。あわら市に風車が建つということと一見何の関係もないように見えますけれども、実はここ（片野鴨池）に渡来している希少なガン類が、毎日このようなコースを通って飛行いたします。」

「事業者さんとしても、ガンの飛行ルートに関しては調べていたのですけれども、回数が少ないためにここへの影響というのははっきりわからなかった・・。私どもの方で独自の調査をしたところ、実はここをガンが通っているということがわかっています。」

「事業をやるという前提のもとにこれをやることになるのですが、書類の形式なども余り整っていないというところが見られまして、やはり自主的なアセスの限界があるのかなというふうに思っております。」（第４回 環境影響評価制度総合研究会議事録　日本野鳥の会 古南 幸弘 氏）

（１．補助金交付手続きとも関連）

ⅳ.南伊豆石廊崎での海への土砂流出、近接住宅地への土流侵入

（石廊崎風力発電事業）

南伊豆では、搬入路とサイト建設の為に大規模な開削工事が行われているが(東伊豆の場合は町道を利用しての拡幅、これでも大型特殊車両を用いての資材搬入の為幅5メートルの道路建設 -法面、曲がりこみ、すれちがいのための退避所、サイト建設用地の確保、サイト建設―と広大な森林伐採が行われた。)

このような広大な面積の森林伐採は人間の生活と自然環境面で深刻な影響を及ぼす。漁師が山に登り、木を植える時代である。

南伊豆漁協

泥水で漁業被害懸念

町に現況調査と改善要望

'08.6.22

梅雨前線の停滞による大雨で南伊豆町下賀茂では二十一日午後、降り始めから百三十一㍉の降水量に達したが、石廊崎の本瀬海岸から大瀬、下流、小稲漁港に至る各海岸や港は、赤茶けた泥水に覆われ、漁業被害が懸念されている。

南伊豆町漁協によると、海へ流入した泥水は本瀬海岸付近が最も赤茶色に変色している。走雲峡ライン沿いの小河川から海岸に流入している泥水が主な原因とみられる。泥水が海岸に広がり、堆積（たいせき）するとテングサなど海藻の品質低下や、アワビ、サザエ、トコブシなど貝類の穴をふさぐなど生息に悪影響を与える。

同町南ノ山一帯で現在、山を切り開いて風力発電の建設工事が進められており、海岸へ流入の泥水は工事の影響もあるとみて、同漁協は町役場に現況調査と改善を要望した。

大雨で川から海へ流出する泥水、海藻や魚介類に影響が懸念されている＝南伊豆町本瀬で

最も近い民家での大雨の日の濁流　　伊豆新聞08.6.22

ⅴ.山口県白滝山ウインドファーム

http://nagm12002.exblog.jp/http://nagm12002.exblog.jp/8054697/（再考・風力発電　建設ダイジェスト版）

現在も次々と　風力発電施設が建設されています。地形の関係で　田耕方面からは　山頂の状態はうかがうことが出来ず、また、登山道は　現在工事車両専用で　立ち入り禁止になっており

ます。よって地元の方々は　ほとんど白滝山の惨状に気が付いていないのが現状です。上空から見る限りでは　ものすごい勢いで工事は進んでいます。白滝山はすでに　死んだ山・・・　工事に関しては　もう止めることは出来ないでしょう。 私たちは　今の白滝山の惨状をより多くの人々に知っていただき、第２、　第３の白滝山を出さないようにしなければと考えています。

*風車が鳥に及ぼす影響はバードストライクに留まらない。（＊Ⅳ. 健康被害・生態系への影響②生態系に及ぼす影響　参照）

⑤景観・自然との触れ合い

ｉ山頂より少し下の、鬼の石つみからは万三郎やうまのせ、遥かに松崎の山まで見えた。新緑の絶景。しかし、左下に風力発電所が醜い姿をさらしている。カメラは自然と醜い風力発電所を避け、万三郎・うまのせに向いてしまう。万次郎からうまのせへ途中、奈良本入りという御料林の境界石(明治期)から、中伊豆地蔵堂を差し示す方向に右折した。登山ルートでないため誰も歩いてない。今年は盛りが早いというしゃくなげが咲き誇っている。あと、山つつじ、東国みつばつつじと北向きの斜面に艶やかさを競っていた。地蔵堂へは道がない。そこに目に飛び込んできたのはブナばやし。新緑とコントラストを織り成すように東国みつばつつじが咲いていた。（F記　5.21）

うまのせと万三郎

ⅱ.現在ウインドファーム建設が進む三筋山山麓には、伝統的な山焼きによって維持されている広大な草原が拡がる。そこには湿原もあり、生物多様性が豊かなところである。春には町民はじめ行楽客のワラビ狩りが楽しめる。またパラグライダーのメッカでもある。観光協会では星空観察、あるいはカブトムシを捕まえるなど自然との触れ合いの場として活用したい意向である。

また現在開削工事が進行している河津側には、森林セラピーという触れ合いの場も用意されている。21基人工物がそびえたてば、景観はもとより、光害、低周波音による影響により、自然と

の触れ合いの場は奪われていくことになるであろう。

IV. 健康被害・ 生態系への影響

環境影響評価制度総合研究会審議状況を見ると、風車と低周波、とりわけ健康被害について直接言及したものは見られず、わずかにバードストライクと風車の影響について低周波音との関係を予想させる野鳥の会報告、自治体への聴き取りならびに朝日新聞記事(09.1.19)があるに過ぎない。

しかしながら風力業界、学会、市民団体では最近徐々にではあれさまざまな視点からの低周波音の影響に対するセミナーが開催され、また朝日新聞記事を始め報道・出版物の刊行もなされ始めた。

・10チャンネル報道特集　昨年風車と低周波音について放映

・朝日新聞記事　09.1.18. 1.28

・「 建築ジャーナル」 5月号2009　特集　「エコ」と低周波音被害

目次　低周波音症候群被害者の会「政府奨励のエコ機器で、被害者・加害者を生み出す」

被害の現場から ― 風力発電・エコキュート・スーパーの冷却設備・建設現場

環境省「低周波音被害は増えている」

「巨大風力発電機の夜間運転停止、建設距離規制急げ」保坂展人

「高気密・高断熱等の防音対策が低周波音被害を助長」汐見文隆

・「低周波音　被害の恐怖」

(編著・汐見文隆) エコキュートと風車　～今なにが起こっているのか？渥美半島は風車だらけ～　著・村尾眞弓　千葉裕美子　ロシナンテ社　朝日 09.1.18↓

風車の近く 体に不調

音が原因？頭痛や不眠

新エネルギーとして期待されている風力発電所の近くで、頭痛やめまい、不眠などの体調不良を訴える住民が増えている。原因は解明されていないが、風車から出る音が関係していると考えられており、環境省が調査に乗り出した。背景には、風車が人家近くに設置されるケースが増えつつあるという事情もありそうだ。

(編集委員・武田剛)

愛知県田原市の久美原風力発電所から380㍍離れた場所に住む大河剛さん(40)や家族が体に異変を感じたのは07年1月、風車が動き始めてすぐだった。体がしびれ、頭が揺すられるような症状が続いて眠れない。風車から速く離れると楽になり、家に戻ると苦しくなった。

騒音を測ってもらうと、低周波音で家が振動しているのが分かった。「健康には影響がない」と言われたが、一家はアパートを借り、夜になると避難している。地元では「風車病」と呼ぶ人もいる。

低周波音とは、周波数が100㍍以下の音のことで、人には聞き取りづらい。工場のボイラーや冷暖房機などからも発生するため、以前から近隣住民が体調不良を訴えるケースが報告されていた。

大河さんのような訴えは、田原市のほか、愛媛県伊方町、静岡県東伊豆町、愛知県豊橋市、兵庫県南あわじ市で少なくとも約70人に上る。豊橋市では、別の事業者が稼働させている1基のほかに、中部電力(名古屋市)が13基の新設を打ち出すと、人家に近い」と反対運動が起きた。中電は、低周波音被害に対する安全基準

住宅地に隣接する発電用の風車＝愛知県田原市、武田写す

・5.2 消費者連盟　低周波音学習会　講師岡田　健氏

・5．9風力エネルギー協会セミナー．・5.9 日本環境会議(JEC)委員会セミナー汐見文隆氏「低周波音公害」講演

①健康被害

天目では風車稼働後、家まで差し込む回るブレ

ードの陰、夜間航空標識灯の閃光、騒音ぬ苦しむこととなる。中でも深刻な健康被害が忽ちのうちに発生した。（０９．３聞き取り）
・とにかく気力がなくなった。イライラする(複数）怒りっぽくなった。
・眠れない、睡眠薬を飲む(多数）
・歩いていて風車から風下にむかうと、腰がだるい、痛い。風上に向かう場合は何でもない
・関節が痛い
・せみが鳴いたような音が耳もとでたえずする。
・鼻血が出た、(複数）
・夜下からうるさい(微振動)部屋の中の寝場所を変えると、耐えられる。
・我慢できなく、夜車に乗って移動(役場駐車場で夜を過ごした)。少し離れた別の分譲地で毛布を持って車の中で過ごした
・家に住んでいられない、物件を探している→我慢できず夜の避難所としてアパートを自費で借りた
・小鳥が来なくなった、ひまわりの種を置いていたが、寄り付かなくなった
・犬が落ち着かない、吐く
・朝起きると肩が張り時には吐き気がするときがある。脳外科でレントゲンを撮ったが異常なし。耳鼻科に行くように言われた
・東京に行くとよく眠れる
・別居状態、東京と行ったり来たりの生活
・飼っているウコッケイが夜鶏舎に入りたがらない。
・犬が夜犬小屋に入りたがらない
・自費でアパートを借り、夜は避難

天目風車 10 基が家のほうに向かって回っている。音が異常で起きて歩けなくなった。動けば少し楽になるが体が硬直したようになり、手足はしばらく動かない。食事の支度をするのがようやくで、掃除などは出来ない。10 基回り始めた時このままでは死ぬのではないかと思った。頭が重く耳の後ろが腫れて痛く、視野が狭くなり目の前がよく見えなくなった。家を離れると症状はなくなる。耳の痛みが逆になり右から左になった。膝にも痛みが出て歩行困難のようになった。

頭（脳）が疲れ今まで理解できていたことが出来なくなった。

口の中に血がたまる。最初は歯茎から出血し口の中にたまり、その後鼻血が出るようになった。

以前より病院では異常体質といわれ薬が飲めなかったが、今までは湿布で調節して医者要らずで対応してきた。別荘地に転居し風車が回るようになって天目の山側から来る風に恐さを感じている。車の運転をしていたがハンドルが切れなくなった。

飼い犬がきちがい（まま）状態になって飼い主に歯を剥いてかかってくる。こんなことは決してなかった。風車は作ったら回す。自分たちだけではなく子どもの代になっても影響がある。造らせない事を切に望む。

長崎県平戸的山大島風車被害調査（09.4.19） http://www5d.biglobe.ne.jp/~furusato/

① 最も近い風車は２００m程度で自宅近くに３基の風車が建つ。・ 風車の音がとにかくうるさい

② 最も近い風車が１５０m程度・風車に賛成をしたが、建設されて初めて、風車の被害を身をもってわかった。風車を建てさせては駄目。騒音について役所に言っても業者に言ってもなんの対策もない。誰にこの問題を言えば良いのか。・騒音で、一日中イライラしている。牛の飼育をしているがきっと牛もストレスを感じていると思う。風車が回っていなくとも音がするのでこれもストレスになる。家の建具が振動する。・工事により、水の流れが変わった。・５０基も建つ宇久は大変なことになるね。

③ 最も近い風車が３００m程度・・ 騒音がひどい。風車を建てるために木を切ったので、風当たりが非常に強くなった。「あんたに被害の説明して解決になるとや？」

④ 最も近い風車が３００m程度・ 風強いときは、風圧を感じる。風車が建ってから牛が流産する。また、発情が不定期になった。とにかく騒音がひどい。風が強く風車が回るときは夜眠れない。・風車が建ってから牛が流産する。また、発情が不定期になった。 環境に役立つ（炭酸ガス削減）と言うことだったので、建設に協力した。風力発電には火力発電所と言うバックアップ電源が必要なことは知らなかった。バックアップ電源などの正確な情報が知らされていたら、賛成しなかった。

＊「 低周波音 被害の恐怖」（編著・汐見文隆）「エコキュートと風車 ～今なにが起こっているのか？渥美半島は風車だらけ～ 」 に渥美半島の風車による被害状況が詳しい

②生態系に及ぼす影響

野鳥の会古南氏の資料や報告書にもあるが、風車の生態系に及ぼす影響はバードストライクのみではない。（第４回環境影響評価制度総合研究会 資料１風力発電における環境影響評価）更に、最近さまざまな風車の及ぼす影響に関する情報を得ている。

人間に対する影響もやっと少しずつ問題視されるようになった今、人間も生態系の一部であるのであるから、当然それ以外の動物にも影響を及ぼす。上記下線部分は人間と比較的近くで付き合っているペット、野鳥、牛に関する情報である。

今、風車建設計画が持ち上がった伊豆市では、鹿が降りてきて食害をもたらすのではないか、とか開削工事により土砂がわさび田に流出するのではないか、養鶏業が成り立たなくなるのではないかとの不安・懸念の声があがっている。

いまだ風車という人工的な音環境が何を人類や動植物にもたらすかという知見が確立していない段階での風車建設ラッシュである。

生息の妨害による場所転換

・長崎県北松浦郡生月町（ナベヅル、マナヅルの渡り途中の休息地として利用されていたが、風車建設後、休息地としての利用が見られなくなり

・三重県伊賀市・津市　青山高原ウインドファーム、ウインドパーク美里

風力発電機から２００m以内の樹林地では、８５０m離れた対照区に比べ、繁殖期の鳥類の生息密度、種類数、また越冬期の生息密度、種類数が共に優位に低いことを調査により示した。

・移動の障壁

長崎県北松浦郡生月町（飛行コースが風車設置後、風車上空を避けるように変更された。

・愛媛県瀬戸町権現山（佐田岬半島）

ハチクマ等の渡り性のタカ類の渡りの経路にあたっている。1,０００kW11 基の風車が建設された後（瀬戸ウインドヒル）、タカ類の飛行コースが、風車の上空を避けるようなコースに変更され、また旋回上昇が見られなくなった（第４回環境影響評価制度総合研究会　資料1「風力発電における環境影響評価」）

・カナダ研究者チームが風車の回りで死んでいる動物を調べたところ約6割がコウモリだった。死んだコウモリ188匹を回収し原因を究明した。解剖して判明した死亡原因はブレードが回る時に起こる急激な気圧変動！コウモリの死因は低周波ではなく、ブレードが回る時に作り出される急激な気圧の変動で、肺の中の血管が破裂し、血液が肺の中に充満した事に依る。

http://jp.youtube.com/watch?v=KRqu4WiLQfk&featurerelated

［台北　21日　ロイター］　台湾の澎湖諸島に設置された発電用の風力タービンが深夜に発する騒音により、過去3年間に近隣のヤギ４００匹が不眠が原因で死んだ可能性がある。農業検査当局が21日明らかにした。

澎湖諸島は台湾海峡に位置し、強い風が吹くことで知られる。農業検査当局者によると、同地に風力タービン8機が設置された後、近隣農家からはヤギが死に始めたとの報告が出ていた。

当局は今後、騒音以外にもヤギの死因を調査することにしているが、風力タービンが原因だった場合、台湾電力が関係農家に賠償することで合意しているという。（2009年 05月 22日）

IV. 補助金と 地方分権

審議経過を瞥見すると、地方分権の流れとの関連で(*補助金事業の交付金化等の状況を踏まえ、法的関与要件の内容について検討を行う必要がある。P２４)戦略アセスの対象を捉え返そうという論議もあるようだ。（風力発電施設は依然として多額の補助金を交付されるにもかかわらず、なぜ法アセスの埒外に置かれ、さらに戦略アセスの対象として俎上に登らないのか理解に苦しむ。法アセスの対象外であり規制が緩いことの弊害はすでに指摘してある。）ここでは別の観点から補助金の問題を述べて見たい。

「週刊文春」07.11.29によれば、「私は古賀誠事務所に400万円のワイロを渡した」－風車利権口利き疑惑」を業者社長が告発 -とある。

また「週刊金曜日」08.8.22によれば北海道恵山町で、第３セクター恵山クリーンエネルギー開発が運営する風力発電施設が２年で経営破たん、その際、風況データに誤りがあったことを承知で補助金申請をしたことが発覚した」この三ｾｸには3億6.600万円の補助金が交付された。初年度に計画の2割しか発電できず、4000万円の赤字を出した」とある。(鶴田　由紀)

・つくばの回らない風車騒動

０４年　４月　市が環境省の交付金事業に応募　１０月　市は環境省に実施計画書を提出

０５年　７月　風車２３基が完成

１１月　市民団体の調査で、風車がほとんど回っていないことが発覚

０６年　４月　市が早大などを提訴　　市民団体が市を提訴

９月　環境省が市に交付金返還を命令

１１月　市と早大などが和解協議

１２月　風車が稼働停止

０８年　４月　市立谷田部南小の風車が強風で破損。市は２３基すべての羽根を撤去

東京地裁が和解案　５月　早大が和解案を拒否、協議決裂・・・

(「環境の世紀」http://akihitoblog2005.blog.ocn.ne.jp/kankyo/2008/09/post_7752.html)とある。

草津においても回らない風車が登場。「この風車の事業費が３億1000万円。ＮＥＤＯから約1 億4000万円の補助を受け約１億7000万円が草津市からのお金です。年間の維持費などを考えても、17年ぐらいでペイできるという計算になります。」『単に「大きいな、すごいな」と思って見に来ていただくだけでもいいんです。そして、来館者が増え、自然エネルギーの活用について考えてもらえる機会になればいい』と市の担当者がインタヴューに答えている。

このように補助金を巡っては、さまざまな疑惑・問題が浮上している。厳密な執行を求めるゆえんである。

また事後の報告を求め、次につなげる仕組みが必要である。

Ⅴ.地方分権・条例

「目標クリア型か、ベスト追求型か」という点も争点の一つになっているように見受けられるが、東伊豆に住む人間にしてみると、レベルの高い条例を持っている自治体住民は羨ましい限りである。

同じ静岡県の浜松市の審議状況を調べてみた。

ここでは「地域の自然環境への負荷をできる限り抑える形で、委員のみなさんには十分に議論していただき、環境と共存できる施設としていきたい」環境部次長との挨拶で始まり、「単に建設場所や設置場所だけでなく、相当のトレーラーで長い道のりを運んでくるため、運搬途中の切り開かれる搬入道路などの影響も非常に大きいためそういう資料を用意してもらいたい」と環境への負荷への配慮する発言が相次ぎ、「（市民への）パブコメをやるやらないは別として、我々は市民の意見を参考にしなければならない。市としてはどうするのか？」とその姿勢は市民目線である。

「木を切ってしまってからでは困る。予防をガイドラインでしなければならない」「風車を尾根に建てるわけだが、山に降った水は気田川か天竜川に流れる。そこには少数ではあるが民家が散在しており、上水道ではなく表流水を使用している家が多い。森林の伐採や工事で水の汚れがあると浄化できない。飲用水に与える影響を考慮すべき。」と工事中のトラブル防止に注意を払う。

しかし、東伊豆の場合は土地利用委員会の場での審議に際しても、住民側は入れず、事業者の説明はさせる、ブレード折損事故で判明したブレードの一部が町道に差しかかった件でも、そもそも直近住民に知らせることなく工事を許可した件からして住民側への目線や、巨大風車建設に際してもたらされる自然破壊を最小限にしようという配慮は見受けられない。

同様なことは南伊豆でもいえる。200㍍の至近距離に突如風車が建つことになってしまった住民には、何のお知らせもなく事業は進行した。その間大雨で敷地内にまで泥流が侵入する事態がしばしば生じ(その後県のガイドラインに沿って300㍍を確保するように、建設場所は変更された。しかしそのためサイトは当初予定場所から何基か移動し、掘られた基礎の部分は埋め戻されたということである。

また送電線設置の為一日に何回もヘリが飛んで、その轟音で周辺住民が悲鳴を上げている現実もある。さらに送電線用地取得のため勝手に他人の敷地内に入り、杭を打ち込んでいる＊ことまでなされている。コンプライアンスがこれほど社会的に認知されてきた今、このような事が罷り通るのはどういうことか、信じられない思いがする。

＊「南伊豆町では、送電線用の土地使用権取得に関して、同意を与えていない土地所有者への断りもなく測量用の杭を打ち込み、土地所有者の権利を侵して土地利用の承諾を迫っている。事業者のかかる不法行為による承諾の取り付けについて政府はどのように考えるか（電源開発等)。」風車による健康被害と補助金交付認定に関する質問主意書平成二十一年三月三十日提出　（保坂展人）　「御指摘の件については、当事者間で話合いが行われていると聞いている。」答弁書平成二十一年四月七日

しかし「当事者間で話合いが行われている」形跡は伺えない。

従って、決して「立地条件も特定地域に限定されており*、従来どおりの地方条例の対応で十分p25」ではなく、住民無視、業者の言いなり、ノーチェックの自治体に対する最低限のラインとしてまず風力発電施設についても法アセスの対象とすべきである。

＊朝日新聞静岡版（2006.10.25）によれば、静岡県は現在19基、計画中149基、全て建設されると青森を抜いて全国2位となる。しかも静岡県全体の風資源の48%が伊豆半島に偏在する）

また報告書（案）によれば、「低炭素社会の実現に資するため、我が国において再生可能エネルギーの大量普及が強く求められている状況を踏まえると、風力発電施設の設置に当たって環境影響評価法に基づく手続を求めれば、小規模な施設へシフトしてしまう等、当該施設の普及に支障が出ることを懸念す

る意見もあった。P26」とのことであるが、突然降って湧いたように建設計画がもちあがった予定地周辺住民、すでに建設進行中の住民、稼動中の苦しみを負う住民（「天国から地獄になった」「生殺し」との住民の悲鳴を耳にする）に対する視点や開発に伴う環境負荷に対する配慮は絶対に欠かすことはできないはずである。

　そのことをふまえてさらには稚内や長野のような先進的な条例(註)策定にむけて、国・自治体一丸となって取り組んでいただくことを切望する。そして貴審議会で風力発電施設建設地からの教訓を生かした答申を提出されることを願っている。

参考

風車による健康被害と補助金交付認定に関する質問主意書”

提出者･保坂展人　衆議院議員(平成二十一年三月三十日提出)
http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a171256.htm?OpenDocument

”風車による健康被害と補助金交付認定に関する質問に対する答弁書”

内閣総理大臣　麻生太郎 (平成二十一年四月七日)
http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b171256.htm?OpenDocument

参議院議員谷岡郁子君提出新エネルギーの導入推進とリスク管理に関する質問に対する答弁書
平成二十一年一月十三日
・新エネルギーの導入推進とリスク管理に関する質問主意書　　平成二十一年一月五日

風力発電施設に関する質問主意書　提出者　　保坂展人（平成二十年九月二十五日提出)
http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a170019.htm
風力発電施設に関する質問に対する答弁書（平成二十年十月三日）
http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b170019.htm

(2009 年)　2 月 13 日(金) 長野県知事記者会見と答弁（長野県議会本会議　録画中継のページ
http://www.pref.nagano.jp/gikai/tyousa/movie/library2102.htm